

○環境省令第一号

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）の施行に伴い、並びに土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）及び土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月二十六日

環境大臣 小沢 鋭仁

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項を削り、同条第二項中「法第三条第一項本文の」を「土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）第三条第一項本文の」に、「令第十条」を「土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。以下「令」という。）第八条」に改め、同項第一号中「当該有害物質使用特定施設を設置していた者である場合（法第三条第一項）を「当該有害物質使用特定施設（法第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下同じ。）を設置していた者である場合（同項）に改め、同項第三号

中「第十二条第五項」を「第二十一条」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項第一号中「法人にあつては」を「法人にあつては、」に改め、同項第三号中「特定有害物質の種類」を「特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類その他の土壤汚染状況調査（同条第二項に規定する土壤汚染状況調査をいう。以下同じ。）の対象となる土地（以下「調査対象地」という。）において土壤の汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類」に改め、同項第四号中「（法第二条第二項に規定する土壤汚染状況調査をいう。以下同じ。）を削り、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者（法第三十三条の技術管理者をいう。第六十条第一項第七号において同じ。）の氏名及び技術管理者証（土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）第一条第二項第三号の技術管理者証をいう。第六十条第一項第七号において同じ。）の交付番号

第一条第三項を同条第二項とする。

第二条中「第十一条」を「第十五条」に改める。

第三条第一項中「土壤汚染状況調査の対象となる土地（以下「調査対象地」という。）」を「調査対象地」に、「（法第三条第一項に基づき、又は同条第三項の命令を受けて土壤汚染状況調査を行う場合にあつては、調査対象地の利用の状況及び土壤汚染状況調査の対象となる特定有害物質（以下「調査対象物質」という。）の製造、使用又は処理の状況に限る。）を、調査実施者が容易に入手することができる」と認められる範囲内で」を「を」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「調査対象物質」を「当該調査対象地において土壤の汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類」に改め、同項第一号中「第十八条第一項又は第二項の基準」を「第三十一条第一項の基準（以下「土壤溶出量基準」という。）又は同条第二項の基準（以下「土壤含有量基準」という。）」に、「汚染土壤」を「基準不適合土壤」に改め、同項第二号中「汚染土壤」を「基準不適合土壤」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 調査実施者は、前項の規定により把握した情報により、当該調査対象地において土壤の汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類について、土壤その他の試料の採取及び測定（以下「試料採取等」という。）の対象とするものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類について、試料採取等の対象としないことができる。

一 次項の規定により都道府県知事から通知を受けた場合 当該通知に係る特定有害物質の種類

二 法第四条第二項又は法第五条第一項に規定する命令に基づき土壤汚染状況調査を行う場合 当該命令に係る第二十七条又は令第四条第一項の書面に記載された特定有害物質の種類

三 申請に係る調査（法第十四条第二項に規定する申請に係る調査をいう。以下同じ。）を行う場合 同条第一項の申請をしようとする土地の所有者等が申請に係る調査の対象とした特定有害物質の種類

3 都道府県知事は、調査実施者が法第三条第一項に基づき土壤汚染状況調査を行う場合において、当該調査対象地において土壤の汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類があると認めるときは、当該調査実施者の申請に基づき、当該申請を受けた日から起算して三十日以内に、当該特定有害物質の種類を当該調査実施者に通知するものとする。

4 前項の申請は、様式第二による申請書を提出して行うものとする。

5 調査実施者は、第三項の申請をしようとする場合において、当該調査対象地における土壤の特定有害物

質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を有しているときは、前項の申請書に当該情報を記載した書類を添付しなければならない。

第四条第一項中「この項及び第三項において」を削り、同条第三項中「土壌その他の試料の採取及び測定（以下「試料採取等」という。）」を「試料採取等」に改め、同項第一号中「前条第二項第三号」を「前条第六項第三号」に改め、同項第二号中「前条第二項第二号」を「前条第六項第二号」に改め、同号イ中「調査対象物質」を「前条第二項の規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類（以下「試料採取等対象物質」という。）」に、「掲げる特定有害物質」を「掲げる特定有害物質の種類」に改め、同号ロ中「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に、「特定有害物質である」を「特定有害物質の種類である」に改める。

第三十八条中「第二十九条第一項及び第三十一条第一項」を「第五十四条第一項及び第五十六条第一項」に、「第二十九条第一項」を「第五十四条第一項」に改め、同条を第七十八条とする。

第三十七条中「第二十九条第一項」を「第五十四条第一項、第三項及び第四項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「様式第七」を「様式第二十一」に改め、同条を第七十七条とする。

第三十六条中「第九条第四項」を「第十二条第四項」に改め、同条第一号中「汚染土壌」を「基準不適合土壌」に、「飛散等」を「飛散、揮散又は流出（以下「飛散等」という。）」に、「講じる」を「講ずる」に改め、同条第二号中「汚染土壌（第十八条第一項の基準）」を「基準不適合土壌（土壌溶出量基準）」に、「指定区域」を「形質変更時要届出区域」に改め、同条第三号中「第七条第四項」を「第七条第六項」に改め、同条第四号を削り、同条を第五十三条とし、同条の次に次の二十三条を加える。

（指定の申請）

第五十四条 法第十四条第一項の申請は、様式第十一による申請書を提出して行うものとする。

第五十五条 法第十四条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 申請に係る土地の所在地
- 三 申請に係る調査における試料採取等対象物質
- 四 申請に係る調査において土壌その他の試料の採取を行った地点及び年月日、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称

五 申請に係る調査を行った者の氏名又は名称

第五十六条 法第十四条第二項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請に係る土地の周辺の地図

二 申請に係る土地の場所を明らかにした図面

三 申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類

四 申請に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあつては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類

第五十七条 法第十四条第四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第十二による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(台帳)

第五十八条 法第十五条第一項の台帳は、帳簿及び図面をもって調製するものとする。

2 前項の帳簿及び図面は、要措置区域等（法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。以下同じ。

）ごとに調製するものとする。

3 第一項の帳簿及び図面であつて、要措置区域に関するものは、形質変更時要届出区域に関するものと區別して保管しなければならない。

4 第一項の帳簿は、要措置区域等につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあつては様式第十三、形質変更時要届出区域にあつては様式第十四のとおりとする。

一 要措置区域等に指定された年月日

二 要措置区域等の所在地

三 要措置区域等の概況

四 法第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区域等にあつては、その旨

五 要措置区域等内の土壤の汚染状態並びに第十一条第一項、第十三条第一項又は第十四条第一項の規定により調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した場合における土壤汚染状況調査（法第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区域等にあつては、同項の規定により土壤汚染状況調査とみなされた申請に係る調査。次項第一号において同じ。）

の結果により法第六条第一項、第十一条第一項又は第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区



域等にあつては、当該省略をした旨及びその理由

六 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関（法第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区域等にあつては、同項の規定により土壤汚染状況調査とみなされた申請に係る調査を行った者）の氏名又は名称

七 要措置区域（土壤溶出量基準に係るものに限る。）にあつては、地下水汚染の有無

八 形質変更時要届出区域であつて法第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられたものにあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置

九 土地の形質の変更の実施状況

5 第一項の図面は、次のとおりとする。

一 土壤汚染状況調査において土壤その他の試料の採取を行った地点を明示した図面

二 汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明示した図面

三 要措置区域等の周辺の地図

6 帳簿の記載事項及び図面に変更があつたときは、都道府県知事は、速やかにこれを訂正しなければなら

ない。

7 法第六条第四項又は法第十一条第二項の規定により要措置区域等の指定が解除された場合には、都道府県知事は、当該要措置区域等に係る帳簿及び図面を台帳から削除しなければならない。

(搬出しようとする土壌の調査)

第五十九条 法第十六条第一項の環境省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

一 要措置区域等内の土地の土壌を掘削する前に当該掘削しようとする土壌を調査する方法（以下「掘削前調査の方法」という。）

二 要措置区域等内の土地の土壌を掘削した後に当該掘削した土壌を調査する方法（第三項並びに次条第一項第五号及び第二項第二号において「掘削後調査の方法」という。）

2 掘削前調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 土壌の掘削の対象となる土地の区域（以下この号において「掘削対象地」という。）を、当該掘削対象地を含む要措置区域等に係る土壌汚染状況調査において第四条第一項（第五条の規定により調査対象地を区画した場合にあっては同条）及び第二項の規定に基づき調査対象地を区画した単位区画（申請に

係る調査にあつては、第四条第一項及び第二項に準じて調査対象地を区画した単位区画）に区分する方法により区分すること。

二 前号の規定により区分された区画の中心（当該区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点）において、次の土壌の採取を行うこと。

イ 表層の土壌

ロ 深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌

ハ 地表から深さ五十センチメートルの土壌

ニ 深さ一メートルから土壌の掘削の対象となる部分の深さまでの一メートルごとの土壌

ホ 帯水層の底面の土壌（掘削の対象となる部分の深さの範囲内に帯水層の底面がある場合に限る。）

ヘ 掘削の対象となる部分の深さの土壌

ト 汚染のおそれが生じた場所の位置が地表より深い位置にあり、かつ、汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかであると認められる場合にあつては、当該汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌、当

該汚染のおそれが生じた場所の位置から五十センチメートルまでの土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌

- 三 前号の規定により採取されたそれぞれの土壌（第一種特定有害物質の量を測定する場合にあっては、深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌及び同号トの場合における汚染のおそれが生じた場所の位置から五十センチメートルまでの土壌を除く。）に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌（深さ五十センチメートルの土壌及び前号トの場合における汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌を除く。）に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。

### 3 掘削後調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

- 一 掘削した土壌を、百立方メートル以下ごとに区分すること。
- 二 前号の規定により区分された土壌のすべてについて、当該土壌の任意の五地点の土壌を採取すること。
- 三 前号の規定により採取された五地点の土壌のうち任意の一地点の土壌に水を加えた検液に溶出する第

一種特定有害物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。

四 第二号の規定により採取された五地点の土壤を、それぞれ同じ重量混合すること。

五 前号の規定により混合された土壤に水を加えた検液に溶出する第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の量にあつては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壤に含まれる第二種特定有害物質の量にあつては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。

（搬出しようとする土壤に係る環境省令で定める基準に適合する旨の認定）

第六十条 法第十六条第一項の規定による都道府県知事の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十五による申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 要措置区域等の所在地

三 法第十六条第一項の調査（以下「認定調査」という。）の方法の種類

四 掘削前調査の方法により認定調査を行った場合にあつては、土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の認定調

査の結果に関する事項

五 掘削後調査の方法により認定調査を行った場合にあつては、土壤の採取を行った日時、調査対象とした土壤全体の体積、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の認定調査の結果に関する事項

六 認定調査を行った指定調査機関の氏名又は名称

七 認定調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

2 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、次の各号に掲げる調査の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める土壤について、法第十六条第一項の認定をするものとする。

一 掘削前調査の方法 前条第二項第二号の規定に基づき採取された土壤のうち連続する二以上の深さにおいて採取された土壤を同項第三号の規定に基づき測定した結果、その汚染状態がすべての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該二以上の土壤を採取した深さの位置の部分にある当該測定に係る前条第二項第二号の区画内の土壤（当該二以上の土壤を採取した深さの位置の部分において、土壤汚染状況調査の結果、少なく

とも一の特定有害物質の種類について土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかとなった土壤を採取した位置を含む場合における当該二以上の土壤を採取した深さの位置の間の部分にある土壤を除く。）

二 掘削後調査の方法 前条第三項第三号及び第六号の測定においてこれらの測定に係る土壤の汚染状態がすべての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該土壤に係る同項第一号の百立方メートル以下ごとに区分された土壤

（汚染土壤の搬出の届出）

第六十一条 法第十六条第一項の届出は、様式第十六による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 汚染土壤の場所を明らかにした要措置区域等の図面

二 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票（法第二十条第一項に規定する管理票をいう。以下同じ。）の写し

三 汚染土壤の運搬の用に供する自動車等（法第五十四条第三項に規定する自動車等をいう。以下同じ。）

）の構造を記した書類

四 運搬の過程において、積替えのために当該汚染土壌を一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類

五 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者（法第十六条第四項第二号に規定する汚染土壌処理業者をいう。以下同じ。）に委託したことを証する書類

六 汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第二十二条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証（汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第十四条第一項に規定する許可証をいう。第六十四条第二項第六号において同じ。）の写し

第六十二条 法第十六条第一項第七号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 要措置区域等の所在地
- 三 汚染土壌の搬出、運搬及び処理の完了予定日
- 四 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の所有者の氏名又は名称及び連絡先



五 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先

六 前条第二項第四号の場合における当該保管の用に供する施設（以下「保管施設」という。）の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先

（変更の届出）

第六十三条 法第十六条第二項の届出は、様式第十七による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第六十一条第二項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、既に都道府県知事に提出されている当該書類又は図面の内容に変更がないときは、届出書にその旨を記載して当該書類又は図面の添付を省略することができる。

（非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌の搬出をした場合の届出）

第六十四条 法第十六条第三項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第十八による届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 二 要措置区域等の所在地
- 三 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- 四 汚染土壌の体積
- 五 汚染土壌の搬出先
- 六 汚染土壌の搬出の着手日
- 七 汚染土壌の搬出の完了日
- 八 汚染土壌の搬出先から再度搬出を行う場合にあつては当該搬出の着手予定日
- 九 汚染土壌の運搬の方法
- 十 汚染土壌を運搬する者及び当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
- 十一 汚染土壌の運搬及び処理の完了予定日
- 十二 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の所有者の氏名又は名称及び連絡先
- 十三 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先

十四 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先

十五 汚染土壌を処理する施設の所在地

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 汚染土壌の搬出先の場所の状況を示す図面及び写真

二 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し

三 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類

四 保管施設の構造を記した書類

五 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類

六 汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第二十二條第一項の許可を受けた者の当該許可に

係る許可証の写し

(運搬に関する基準)

第六十五條 法第十七條第一項の規定による汚染土壌の運搬の基準は、次のとおりとする。

一 運搬は、次のように行うこと。

イ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。

ロ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

二 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。

三 自動車等及び運搬容器は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること。

四 運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を日本工業規格Ｚ八三〇五に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票（汚染土壌処理業に関する省令第五条第十八号及び第十三条第一項第一号に規定する場合にあっては、第五条第十八号の管理票をいう。以下この条において同じ。）を備え付けること。

五 混載等については、次によること。

イ 運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。

ロ 運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならないこと。

ハ 異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬すること。ただし、当該汚染土壌を一の汚染土壌処理施設において処理する場合（当該汚染土壌を法第二十二條第二項の申請書に記載した汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び処理の方法に照らして処理することが可能である場合に限り。）は、この限りでないこと。

六 汚染土壌の積替えを行う場合には、次によること。

イ 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。

ロ 積替えの場所から特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。

七 汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。

八 汚染土壌の積替えのために、これを一時的に保管する場合には、次によること。

イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(1) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために、周囲に囲い（保管する汚染土壌の荷重が当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

(2) 見やすい箇所に、次の掲示板が設けられていること。

(イ) 大きさが縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。

(ロ) 保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されていること。

ロ 当該保管施設からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために次に掲げる措置を講ずること。

(1) 保管施設の壁面及び床面は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及

び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための構造を有していること。

(2) 汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること。

(3) 屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあつては、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために必要な設備を設けること。

九 第六号及び前号の場合であつて、汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。

イ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。

ロ 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。

ハ 当該移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。

ニ 当該移動させる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによつてその表層を固化すること。

ホ イからニまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

十 汚染土壌の荷卸しは、法第十六条第一項、第二項又は第三項の規定により提出した届出書に記載され

た場所（汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う施設であつて、当該汚染土壌若しくは特定有害物質の拡散防止措置が講じられている施設又は汚染土壌処理施設）以外の場所で行つてはならないこと。

十一 汚染土壌の引渡しは、法第十六条第一項、第二項又は第三項の規定により提出した届出書に記載された者（汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う者又は汚染土壌処理業者）以外に行つてはならないこと。

十二 汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日（汚染土壌処理業に関する省令第五条第十七号ロ及び第十三条第一項第一号に規定する場合にあつては、同号の汚染土壌処理施設外への搬出の日）から三十日以内に終了すること。

十三 管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと。

十四 管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に



汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの手相手方に対し当該管理票を回付しなければならない。

十五 当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはならないこと。

(管理票の交付)

第六十六条 法第二十条第一項の管理票の交付は、次により行うものとする。

一 第六十四条第二項第二号の規定により都道府県知事に提出した管理票の写しの原本を交付すること。

二 運搬の用に供する自動車等ごとに交付すること。ただし、一の自動車等で運搬する汚染土壌の運搬先が二以上である場合には、運搬先ごとに交付すること。

三 交付した管理票の控えを、運搬受託者（処理受託者がある場合にあつては、当該処理受託者）から管理票の写しの送付があるまでの間保管すること。

(管理票の記載事項等)

第六十七条 法第二十条第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 管理票の交付年月日及び交付番号

二 氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 三 当該要措置区域等の所在地
- 四 法人にあつては、管理票の交付を担当した者の氏名
- 五 運搬受託者の住所及び連絡先
- 六 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の名称及び所在地
- 七 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- 八 処理受託者の住所及び連絡先
- 九 当該委託に係る汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設の名称及び所在地
- 十 当該委託に係る汚染土壌の荷姿

2 管理票の様式は、様式第十九のとおりとする。

(運搬受託者の記載事項)

第六十八条 法第二十条第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 運搬を担当した者の氏名
- 二 運搬の用に供した自動車等の番号

三 汚染土壌を引き渡した年月日

四 運搬を行った区間

五 当該委託に係る汚染土壌の重量

（運搬受託者の管理票交付者への送付期限）

第六十九条 法第二十条第三項の環境省令で定める期間は、運搬を終了した日から十日とする。

（処理受託者の記載事項）

第七十条 法第二十条第四項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該委託に係る汚染土壌の引渡しを受けた者の氏名

二 処理を担当した者の氏名

三 処理を終了した年月日

四 処理の方法

（処理受託者の管理票交付者への送付期限）

第七十一条 法第二十条第四項の環境省令で定める期間は、処理を終了した日から十日とする。

(管理票交付者の管理票の写しの保存期間)

第七十二条 法第二十条第五項の環境省令で定める期間は、五年とする。

(管理票の写しの送付を受けるまでの期間)

第七十三条 法第二十条第六項の環境省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 法第二十条第三項前段の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から四十日

二 法第二十条第四項後段の規定による管理票の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から  
百日

(汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出)

第七十四条 法第二十条第六項の届出は、様式第二十による届出書を提出して行うものとする。

(運搬受託者の管理票の保存期間)

第七十五条 法第二十条第七項の環境省令で定める期間は、五年とする。

(処理受託者の管理票の写しの保存期間)

第七十六条 法第二十条第八項の環境省令で定める期間は、五年とする。

第三十五条中「前条の」を「第四十八条第二項及び前条第一項の」に、「第九条第三項」を「第十二条第三項」に、「前条第一項第七号」を「第四十八条第二項第一号及び第二号中「変更をしようとする」とあり、及び前条第一項第二号中「変更をしている」とあるのは「変更をした」と、同項第五号」に、「完了日」とを「完了日」と、それぞれ」に改め、同条を第五十二条とする。

第三十四条第一項中「第九条第二項」を「第十二条第二項」に、「様式第六」を「様式第十」に改め、同項第一号中「法人にあつては」を「法人にあつては、」に改め、同項第二号中「行う指定区域」を「している形質変更時要届出区域」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同条第二項を次のように改める。

2 第四十八条第二項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第二項第一号及び第二号中「変更をしようとする」とあるのは、「変更をしている」と読み替えるものとする。

第三十四条を第五十一条とする。

第三十三条を次のように改める。

(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第三十三条 第四十三条の規定は、法第十二条第一項第一号の環境省令で定めるものについて準用する。この場合において、第四十三条第一号イ及び同条第二号中「指示措置等」とあるのは「汚染の除去等の措置」と、同条第三号中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。

2 第四十四条の規定は、前項において準用する第四十三条第一号ロの確認を受けようとする者について準用する。この場合において、第四十四条第一項第二号及び第三号、第二項第二号並びに第五項中「要措置区域」とあるのは、「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。

3 第四十五条(同条第三項第三号を除く。)の規定は、第一項において準用する第四十三条第二号の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、第四十五条第一項第二号中「指示措置等」とあるのは「汚染の除去等の措置」と、同条第二項第一号中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と、同条第三項第一号中「指示措置等」とあるのは「汚染の除去等の措置」と読み替えるものとする。

4 第四十六条の規定は、第一項において準用する第四十三条第三号の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、第四十六条第一項第二号及び第七号中「要措置区域」とあるのは、「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。

5 第四十三条第一号口の確認に係る要措置区域が法第十一条第一項の規定により形質変更時要届出区域として指定された場合においては、当該形質変更時要届出区域は、第一項の規定において準用する第四十三条第一号口の確認に係る形質変更時要届出区域とみなす。

6 第一項において準用する第四十三条第一号口の確認に係る形質変更時要届出区域が法第六条第一項の規定により要措置区域として指定された場合においては、当該要措置区域は、第四十三条第一号口の確認に係る要措置区域とみなす。

第三十三条を第五十条とする。

第三十二条中「第九条第一項本文」を「第十二条第一項本文」に改め、同条第一号中「法人にあつては」を「法人にあつては、」に改め、同条第二号中「指定区域」を「形質変更時要届出区域」に改め、同条第三号及び第四号を削り、同条第五号を同条第三号とし、同条を第四十九条とする。

第三十一条の見出し中「土地」を「形質変更時要届出区域内における土地」に改め、同条第一項中「第九条第一項」を「第十二条第一項」に、「様式第六」を「様式第十」に改め、同条第二項中「届出」を「届出書」に改め、同項第一号及び第二号中「指定区域」を「形質変更時要届出区域」に改め、同条を第四十八条とする。

第三十条中「自ら」を「都道府県知事が、自ら」に、「が措置を講ずる場合は、汚染の除去等の措置は、第二十三条から第二十八条までの規定にかかわらず、令第五条第一号イに該当する場合にあつては地下水の水質の測定、同号ロに該当する場合にあつては立入禁止とする。ただし、当該土地の所有者等が第二十三条から第二十八条までの規定による措置を講ずることを求めたときは、この限りでない。」を「に対し、法第七条第二項の規定により当該要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置を示すときは、第三十九条及び第四十条の規定にかかわらず、当該要措置区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない場合にあつては別表第五の一の項に規定する地下水の水質の測定、当該要措置区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤含有量基準に適合しない場合にあつては同表の七の項に規定する立入禁止を示すものとする。」に改め、同条を第四十二条とし、同条の次に次の五条を加える。



(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外)

第四十三条 法第九条第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

一 次のいずれにも該当しない行為

イ 指示措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

ロ 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積の合計が十平方メートル以上であり、かつ、その深さが五十センチメートル以上（地表から一定の深さまでに帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして環境大臣が定める要件に該当するものを除く。ハにおいて同じ。）がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合にあつては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上）であること。

ハ 土地の形質の変更であつて、その深さが三メートル以上（ロの都道府県知事の確認を受けた場合にあつては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上）であること。

二 指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更であつて、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

三 次のいずれかに該当する要措置区域内における土地の形質の変更であつて、その施行方法が前号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

イ 別表第五の一の項の上欄に掲げる土地に該当する要措置区域であつて、地下水の水質の測定が講じられているもの

ロ 別表第五の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。

）に該当する要措置区域であつて、原位置封じ込めが講じられているもの（別表第六の二の項の下欄に掲げる原位置封じ込めに係る工程のうち、ト及びチ以外の工程が完了しているものに限る。）

ハ 別表第五の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。

）に該当する要措置区域であつて、遮水工封じ込めが講じられているもの（別表第六の三の項の下欄に掲げる遮水工封じ込めに係る工程のうち、ト及びチ以外の工程が完了しているものに限る。）

ニ 別表第五の一の項から六の項までの上欄に掲げる土地に該当する要措置区域であつて、地下水汚染

の拡大の防止が講じられているもの

ホ 土壤汚染の除去が講じられている要措置区域（別表第六の五の項の下欄第一号に掲げる基準不適合土壤の掘削による除去に係る工程のうち、ハ以外の工程が完了しているもの、又は同欄第二号に掲げる原位置での浄化による除去に係る工程のうち、ハ以外の工程が完了しているものに限る。）

ヘ 別表第五の一の項及び三の項から六の項までの上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置区域であつて、遮断工封じ込めが講じられているもの（別表第六の六の項の下欄に掲げる遮断工封じ込めに係る工程のうち、チ及びリ以外の工程が完了しているものに限る。）

ト 別表第五の一の項及び四の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第一種特定有害物質又は第三種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地及び土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置区域であつて、不溶化が講じられているもの（別表第六の七の項の下欄第一号に掲げる原位置不溶化に係る工程のうち、ホ以外の工程が完了しているもの、又は同欄第二号に掲げる不溶化

埋め戻しに係る工程のうち、ホ以外の工程が完了しているものに限る。）

（帯水層の深さに係る確認の申請）

第四十四条 前条第一号口の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第七による申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 要措置区域の所在地

三 要措置区域のうち地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した

理由

四 前号の地下水位の観測の結果

五 観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さ

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 前項第三号の井戸の構造図

二 前項第三号の井戸を設置した地点を明らかにした当該要措置区域の図面

三 前項第五号の帯水層の深さを定めた理由を説明する書類

3 都道府県知事は、第一項の申請があつたときは、同項第三号の井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに同項第四号の観測の結果からみて前項第三号の帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、前条第一号口の確認をするものとする。

4 都道府県知事は、前条第一号口の確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水位及び帯水層の深さを都道府県知事に定期的に報告することその他の条件を付することができる。

5 都道府県知事は、前条第一号口の確認をした後において、前項の報告その他の資料により当該確認に係る要措置区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったとき又は前項の報告がなかったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。

(土地の形質の変更に係る確認の申請)

第四十五条 第四十三条第二号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第八による申

請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 土地の形質の変更（当該土地の形質の変更と一体として行われる指示措置等を含む。次号を除き、以

下この条において同じ。）を行う要措置区域の所在地

三 土地の形質の変更の種類

四 土地の形質の変更の場所

五 土地の形質の変更の施行方法

六 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図面

二 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

3 都道府県知事は、第一項の申請があつたときは、当該申請に係る土地の形質の変更が次の要件のいずれ

にも該当すると認められる場合に限り、第四十三条第二号の確認をするものとする。

一 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる指示措置等との間に一体性が認められること。

二 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十三条第二号の環境大臣が定める基準に適合していること。

三 当該申請に係る土地の形質の着手予定日及び完了予定日が法第七条第一項の期限に照らして適当であると認められること。

(土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請)

第四十六条 第四十三条第三号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第九による申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 土地の形質の変更を行う要措置区域の所在地

三 土地の形質の変更の種類

四 土地の形質の変更の場所

五 土地の形質の変更の施行方法

六 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日

七 土地の形質の変更を行う要措置区域において講じられている汚染の除去等の措置

2 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十三条第二号の環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、同条第三号の確認をするものとする。

(形質変更時要届出区域の指定の公示)

第四十七条 法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、都道府県が行う形質変更時要届出区域（法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）の指定及びその解除の公示は、当該指定及びその解除をする旨、当該形質変更時要届出区域、当該形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類並びに指定の解除の公示の場合にあつては当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置を明示して、都道府県又は令第八条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当



該形質変更時要届出区域の明示については、第三十二条後段の規定を準用する。

第二十九条中「第二十三条から前条」を「前二条」に改め、同条を第四十一条とする。

第二十八条第一項中「地下水」を「別表第五の一の項に規定する地下水」に、「土壤汚染の除去、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、原位置不溶化、不溶化埋め戻し、遮断工封じ込め、土壤入換え、盛土、舗装及び立入禁止」を「同表の二の項に規定する原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止及び土壤汚染の除去、同表の三の項に規定する遮断工封じ込め、同表の四の項に規定する不溶化、同表の七の項に規定する舗装及び立入禁止、同表の八の項に規定する土壤入換え並びに同表の九の項に規定する盛土」に、「別表第五」を「別表第六」に改め、同条第二項を削り、同条を第四十条とする。

第二十四条から第二十七条までを削る。

第二十三条を次のように改める。

(汚染の除去等の措置)

第二十三条 別表第五の上欄に掲げる土地において講ずべき汚染の除去等の措置は、それぞれ同表の中欄に定める汚染の除去等の措置とする。

第二十三条を第三十九条とする。

第二十二條の見出し中「汚染の除去等の措置の実施」を「指示措置等」に改め、同条中「第七條第四項」を「第七條第六項」に、「汚染の除去等の措置の実施」を「指示措置等」に、「第三十條」を「第四十二條」に改め、同条を第三十八條とする。

第二十一條の見出し中「措置命令」を「指示」に改め、同條第一項中「第七條第二項」を「第七條第一項ただし書」に、「命令」を「指示」に改め、同條に次の二項を加える。

2 法第七條第一項ただし書に規定する指示は、二以上の者に対して行う場合には、当該二以上の者が当該土地の土壤の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度に応じて講ずべき汚染の除去等の措置を定めて行うものとする。

3 前條の規定は、法第七條第一項ただし書に規定する指示について準用する。この場合において、前條第三項中「当該土地の所有者等」とあるのは、「当該土壤汚染を生じさせる行為をした者」と読み替えるものとする。

第二十一條を第三十四條とし、同條の次に次の三條を加える。

(指示事項)

第三十五条 法第七条第二項の環境省令で定める事項は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所及び期限とする。

(指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置)

第三十六条 法第七条第三項の環境省令で定める汚染の除去等の措置は、別表第五の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める汚染の除去等の措置とする。

(指示措置等を講ずべき旨の命令)

第三十七条 法第七条第四項に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

第二十条を削る。

第十九条の見出し中「指定区域」を「要措置区域」に改め、同条中「第五条第二項」を「第六条第二項」に、「の指定区域」を「の要措置区域」に、「指定区域を」を「要措置区域を」に、「並びに当該指定区域及び当該指定区域」を「、当該要措置区域、当該要措置区域」に、「前条第一項又は第二項の基準」を「土壌溶出量基準又は土壌含有量基準」に、「名称」を「種類及び当該要措置区域において講ずべき指示措置（法

第七条第三項に規定する指示措置をいう。）（法第六条第五項において準用する場合にあつては、当該要措置区域において講じられた指示措置等（法第七条第三項に規定する指示措置等をいう。以下同じ。）に、「第十条」を「第八条」に、「当該指定区域の」を「当該要措置区域の」に改め、同条を第三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（要措置区域内の土地の所有者等に対する指示）

第三十三条 法第七条第一項本文に規定する指示は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 汚染の除去等の措置（法第六条第一項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）を講ずべき土地の場所

二 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由

三 汚染の除去等の措置を講ずべき期限

2 前項第一号に掲げる土地の場所は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壌又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において定めるものとする。

3 第一項第三号に掲げる期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態、当該土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう定めるものとする。

第十八条の見出し中「指定区域」を「区域」に改め、同条第一項中「第五条第一項」を「第六条第一項第一号」に、「第五条第三項第四号」を「第六条第三項第四号」に改め、同条第二項中「第五条第一項」を「第六条第一項第一号」に、「第五条第四項第二号」を「第六条第四項第二号」に改め、同条を第三十一条とする。

第十七条を第三十条とし、第十六条を第二十九条とする。

第十五条の見出し中「土地の基準」を「土地の土壤の特定有害物質による汚染状態に係る基準」に改め、同条第一項中「第十八条第一項の基準」を「土壤溶出量基準」に改め、同条第二項中「第十八条第二項の基準」を「土壤含有量基準」に改め、同条を第二十八条とする。

第十四条第三号中「同条第一項」を「法第三条第一項」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の九条を加える。

(法第三条第一項ただし書の確認に係る土地の利用の方法の変更の届出)

第十九条 法第三条第四項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第五による届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法第三条第一項ただし書の確認に係る土地の所在地及び当該確認を受けた年月日

三 利用の方法を変更しようとする土地の場所

四 当該変更後の当該確認に係る土地の利用の方法

(法第三条第一項ただし書の確認の取消しを行う場所)

第二十条 法第三条第五項の規定による同条第一項ただし書の確認の取消しは、前条第三号の土地の場所について行うものとする。

(法第三条第一項ただし書の確認の取消しの通知)

第二十一条 都道府県知事は、法第三条第五項の規定により同条第一項ただし書の確認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該確認に係る土地の所有者等に通知するものとする。

(土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模)

第二十二条 法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方メートルとする。

(土地の形質の変更の届出)

第二十三条 法第四条第一項の届出は、様式第六による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

一 土地の形質の変更(法第四条第一項に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。)をしようとする場所を明らかにした図面

二 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書

第二十四条 法第四条第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地

三 土地の形質の変更の規模

(土地の形質の変更の届出を要しない行為)

第二十五条 法第四条第一項第一号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次のいずれにも該当しない行為

イ 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。

ロ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。

ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。

二 農業を営むために通常行われる行為であつて、前号イに該当しないもの

三 林業の用に供する作業路網の整備であつて、第一号イに該当しないもの

四 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

(特定有害物質によつて汚染されているおそれがある土地の基準)

第二十六条 法第四条第二項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 土壤の特定有害物質による汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないことが明らかである土地であること。



二 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。

三 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であつた土地であること。

四 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設（特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置として環境大臣が定めるものが講じられていない施設を除く。）に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であつた土地であること。

五 前三号に掲げる土地と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないおそれがある土地であること。

（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に係る土壌汚染状況調査の命令）

第二十七条 法第四条第二項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 法第四条第二項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由

二 法第四条第二項の規定による報告を行うべき期限

第十三条を第十七条とする。

第十二条第一項中「様式第二」を「様式第三」に改め、同項第一号中「法人にあつては」を「法人にあつては、」に改め、同項第四号中「範囲」を「場所」に改め、同条第二項中「があつたときは、当該申請に係る土地が次の各号」を「に係る同項第四号の土地の場所が次」に改め、「限り」の下に「、当該土地の場所について」を加え、同項第三号中「規定する鉱山」の下に「（以下この号において「鉱山」という。）」を加え、「鉱山のうち」を「鉱山の敷地であつた土地（」に、「若しくは同法」を「又は同法」に、「土壤汚染」を「土壤の特定有害物質による汚染」に、「の敷地であつた土地」を「に限る。」（第二十五条第四号において「鉱山関係の土地」という。）に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項を同条第三項とし、同条第七項を同条第四項とし、同条を第十六条とする。

第十一条中「第五条から第七条まで及び第九条」を「第六条から第八条まで及び第十条」に、「行われてゐる」を「行われた」に改め、「ことができる」を削り、同条を第十五条とする。

第十条第一項中「第五条から第七条まで又は前条」を「第六条から第八条まで」に、「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に改め、同項第二号中「第十八条第一項又は第二項の基準」を「土壤溶出量基準又

は「土壌含有量基準」に改め、同項第三号中「第七条第二項第二号」を「第八条第二項第二号」に、「第十八条第一項の基準」を「土壌溶出量基準」に改め、同項第四号を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「第三条第二項第一号」を「第三条第六項第一号」に、「調査対象物質」を「試料採取対象物質」に、「第十条第一項及び第二項の基準」を「第二溶出量基準又は土壌含有量基準」に改め、同項第一号中「調査対象物質」を「試料採取対象物質」に改め、「(前条第一項第一号口又は第二号口の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が第十八条第一項の基準に適合しなかった場合を除く。)」を削り、同項第二号中「第四条第三項第二号口の測定により試料採取等の対象とされた」を「第四条第三項(同項第二号口に係る部分に限る。)」の規定による」に、「第十八条第一項及び第二項の基準」を「土壌溶出量基準及び土壌含有量基準」に改め、「(前条第一項第一号口又は第二号口の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が第十八条第一項の基準に適合しなかった場合を除く。)」を削り、同項第三号中「第四条第三項第二号イの規定により試料採取等の対象とされた」を「第四条第三項(同項第二号イに係る部分に限る。)」の規定による」に、「調査対象物質」を「試料採取対象物質」に改め、「(前条第一項第一号口又は第二号口の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が第十八条第一

項の基準に適合しなかった場合を除く。」を削り、同項第四号中「第四条第三項第二号口の規定により試料採取等の対象とされた」を「第四条第三項（同項第二号口に係る部分に限る。）の規定による」に、「第十八条第一項及び第二項の基準」を「土壌溶出量基準及び土壌含有量基準」に改め、「（前条第一項第一号ロ又は第二号口の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が第十八条第一項の基準に適合しなかった場合を除く。）」を削り、同項第五号中「第七条第二項第二号」を「第八条第二項第二号」に、「第十八条第一項の基準」を「土壌溶出量基準」に改め、同条を第十四条とする。

第九条の見出し中「都道府県知事」を「土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地における都道府県知事」に改め、同条第一項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に、「実施される土壌汚染状況調査の結果」を「土壌汚染状況調査を行う場合において」に、「前条第一項又は第二項」を「前条」に、「第十八条第一項の基準」を「土壌溶出量基準又は第二溶出量基準」に、「土地がない場合」を「土地がないとき」に改め、同項第一号イ中「汚染土壌（第十八条第一項の基準）」を「基準不適合土壌（土壌溶出量基準）」に、「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に、「第五条第二項第二号」を「第六条第二項第二号」に改め、同号ロ中「汚染土壌」を「基準不適合土壌」に、「深層までの土壌の採取」を「次に掲げる場合の区分

に応じ、それぞれ次に定める「土壤の採取」に、「第五条第三項第四号」を「第六条第三項第四号」に改め、同号口に次のように加える。

- (1) 試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合 第八条第二項第一号の土壤
- (2) 試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合 次に掲げる土壤  
    (イ)にあつては、地表から深さ十メートルまでにある土壤に限る。
  - (イ) 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壤（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、表層の土壤及び深さ五十センチメートルから五十センチメートルまでの土壤）
  - (ロ) 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壤（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壤及び地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壤を除く。）
- (ハ) 帯水層の底面の土壤（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）

第九条第一項第二号イ中「汚染土壌」を「基準不適合土壌」に、「第五条第二項第二号」を「第六条第二項第二号」に改め、同号口中「調査対象物質」を「試料採取対象物質」に、「深層までの土壌の採取」を「前号口の土壌の採取」に、「第五条第三項第四号」を「第六条第三項第四号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項第一号ロ又は第二号ロの測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が前条第一項各号のいずれかに該当するときは、当該調査対象地の区域（次に掲げる単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 単位区画のすべての区域が第三条第六項第一号に掲げる土地に分類される場合における当該単位区画の区域

二 単位区画の中心（第三条第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該単位区画に基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点。次項において同じ。）において前項第一号ロの土壌の採取を行い、採取されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する当該調査対象物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により

測定した結果、当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合するものである場合における当該単位区画の区域

第九条第三項中「前項ただし書に規定する」を「前項第二号の」に、「深層までの土壤の採取を」を「第一項第一号口の土壤の採取を」に、「同項ただし書の」を「前項第二号の」に、「同項ただし書に規定する深層までの」を「前項第二号に規定する」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の三条を加える。

（調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等の省略）

第十一条 調査実施者は、第三条から第八条までの規定にかかわらず、これらの規定による調査対象地の土壤汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（次項において「調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等」という。）を行わないことができる。

2 前項の規定により調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等を行わなかったときは、調査対象地の区域を、試料採取等対象物質について第二溶出量基準に適合せず、かつ、当該試料採取等対象物質に第二種特定有害物質が含まれる場合における当該第二種特定有害物質について土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例)

第十二条 調査実施者は、第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うときは、第四条第三項、第五条、第六条第一項第一号、第二項及び第五項、第七条第一項及び第三項並びに第八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（次条において「試料採取等を行う区画の選定等」という。）に代えて、第三条第六項第二号及び第三号に掲げる土地を含む単位区画の中心（同条第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該単位区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点）において、当該第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うことができる。

2 第八条第二項の規定は、前項の試料採取等について準用する。

3 第一項の規定により試料採取等を行った場合であつて、前項において準用する第八条第二項第二号の規定において当該測定に係る土壌の第一種特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画（前項において準用する第八条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壌の第一種特定有害物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準に適合するものであ



った単位区画を除く。)の区域を、当該第一種特定有害物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 土壌溶出量基準に適合しなかったとき(次号に掲げる場合を除く。) 土壌溶出量基準

二 第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準

(試料採取等を行う区画の選定等の省略)

第十三条 調査実施者は、第四条第三項及び第五条から第八条までの規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。

2 前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかったときは、調査対象地の区域(すべての区域が第三条第六項第一号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。)を、試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

第八条第一項中「調査対象物質が検出されたとき」を「試料採取等対象物質が検出され」に、「調査対象物質が地下水基準に適合しなかったとき(」を「試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった場合であつて、」に、「すべて第十八条第一項の基準に適合するものであつた場合を除く。)」を「次の各号のい

れかに該当するとき」に、「単位区画」を「試料採取等区画（同号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態がすべて土壤溶出量基準に適合するものであった場合における当該試料採取等区画の区域を除く。）」に、「調査対象物質について第十八条第一項の基準」を「試料採取等対象物質について当該各号に定める基準」に改め、同項に次の各号を加える。

一 土壤溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げる場合を除く。） 土壤溶出量基準

二 別表第四の上欄に掲げる特定有害物質の種類区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準（以下

「第二溶出量基準」という。）に適合しなかったとき 第二溶出量基準

第八条第二項中「第四条第三項第二号の規定により試料採取等の対象とされた」を「第四条第三項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定による」に、「第十八条第一項又は第二項の基準に適合しなかった」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に、「これらの基準」を「当該各号に定める基準」に改め、同項に次の各号を加える。

一 土壤溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げる場合を除く。） 土壤溶出量基準

二 第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準

三 土壌含有量基準に適合しなかつたとき 土壌含有量基準

第八条を第九条とする。

第七条の見出し中「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に改め、同条第一項中「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に、「汚染土壌」を「基準不適合土壌」に改め、同条第二項第一号中「表層の土壌」、深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌及び深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壌（深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合にあつては、当該底面より深い位置にあるものを除く。）を「次の土壌（イ及びロにあつては、地表から深さ十メートルまでにある土壌に限る。）」に改め、「（以下「深層までの土壌の採取」という。）」を削り、同号に次のように加える。

イ 汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、表層の土壌）

ロ 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、地表から深さ五十センチメートルの土壌）

ハ 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壌（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌及び地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。）

ニ 帯水層の底面の土壌（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）

第七条第二項第二号中「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に、「第五条第三項第四号」を「第六条第三項第四号」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項中「第四条第三項第二号イの規定により試料採取等の対象とされた」を「第四条第三項（同項第二号イに係る部分に限る。）の規定による」に、「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に、「当該三十メートル格子内にある単位区画（単位区画のすべての区域が第三条第二項第一号に掲げる土地に分類される場合を除く。）であつて試料採取等区画でないもの」を「当該試料採取等区画を含む三十メートル格子内にある一部対象区画（試料採取等区画であるものを除く。）」に改め、同条第二項中「第四条第三項第二号ロの規定により試料採取等の対象とされた」を「第四条第三項（同項第二号ロに係る部分に限る。）の規定による」に、「第十八条第一項又は第二項の基準」を「土壌溶出量基準又は土壌含有量基準」に、「当該

三十メートル格子」を「当該試料採取等区画を含む三十メートル格子」に改め、同条を第七条とする。

第五条第一項中「前条第三項」を「第四条第三項」に、「調査対象物質の種類」を「試料採取等対象物質」に改め、同項第一号中「特定有害物質の種類ごとの」に改め、同項第二号中「特定有害物質（第二十五条第一項において）」を「特定有害物質の種類（以下）」に、「特定有害物質の種類（以下）」を「特定有害物質（第二十六条第一項において）」を「特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類（以下）」に改め、同条第二項第一号中「汚染土壌」を「基準不適合土壌」に改め、同項第二号中「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に改め、同条第三項第一号中「表層の土壌（地表から深さ五センチメートルまでの土壌をいう。以下同じ。）及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌」を「汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五センチメートルまでの土壌（地表から深さ十メートルまでにある土壌に限る。）を採取すること。ただし、当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、地表から深さ五センチメートルまでの土壌（以下「表層の土壌」という。）及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌」に改め、同項第二号中「前号」を「前号ただし

書の規定により土壌を採取した場合にあっては、同号」に、「と、」を「及び」に、「土壌とを」を「土壌を」に改め、同項第三号中「前条第三項第二号ロ(1)又は(2)」を「第四条第三項（同項第二号ロに係る部分に限る。）」に、「前号の規定により混合された土壌」を「第一号の規定により採取された土壌（前号に規定する場合には、同号の規定により混合された土壌）」に改め、同項第四号中「第二号（前号に規定する場合には、同号）の規定により混合された土壌」を「前三号の規定により採取され、又は混合された土壌」に、「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に改め、同条第四項第二号中「調査対象物質」を「試料採取等対象物質」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の都道府県知事の命令に基づく土壌汚染状況調査に係る特例）

第五条 調査実施者は、法第四条第二項に規定する命令に基づき土壌汚染状況調査を行う場合において、当該命令に係る同条第一項の規定による届出に係る土地の区域内に調査対象地が複数あるときは、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該複数ある調査対象地の起点のうち最も北にあるもの（当該最も北にある起点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にあるもの）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並

びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により当該複数ある調査対象地を区画することができる。  
附則第二条を削り、附則第一条中見出し及び条名を削る。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

### (経過措置)

第二条 法第十六条第一項の環境省令で定める方法は、第五十九条第一項の規定にかかわらず、当分の間、掘削前調査の方法のみとする。

別表第五（第三十六条、第三十九条関係）

<p>土地</p>	<p>一 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、当該土壤の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていない土地</p>	<p>講ずべき汚染の除去等の措置</p>	<p>当該土地において地下水の水質の測定を行うこと（以下「地下水の水質の測定」という。）</p>
<p>二 土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、当該土壤の第一種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地</p>	<p>基準不適合土壤のある区域の側面に、不透水層のうち最も浅い位置にあるもの深さまで地下水の浸出の防止のための構造物を設置すること（以下「原位置封じ込め」という。）又は基準不適合土壤を当該土地から掘削し、当該土地に地下水の浸出を防止するための構造物を設置し、及び当該構造物の内部に掘削した基準不適合土壤を埋め戻す</p>	<p>環境省令で定める汚染の除去等の措置</p>	<p>次項から九の項までの上欄に掲げる土地に応じ、それぞれこれらの項の中欄及び下欄に定める汚染の除去等の措置</p>
<p>イ 当該土地に地下水汚染の拡大を防止するための構造物を設置すること（以下「地下水汚染の拡大の防止」という。） ロ 基準不適合土壤を当該土地から取り除き、又は基準不適合土壤の中の特有害物質を取り除くこと（以下「土壤汚染の除去」という。）</p>			



<p>五 土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合せず、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地</p>	<p>四 土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の第二種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（前項に掲げる土地を除く。）</p>	<p>三 土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合せず、当該土壌の第二種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地</p>	
<p>遮断工封じ込め</p>	<p>原位置封じ込め又は遮水工封じ込め</p>	<p>原位置封じ込め又は遮水工封じ込め</p>	<p>すこと（以下「遮水工封じ込め」という。）</p>
<p>イ 地下水汚染の拡大の防止 ロ 土壌汚染の除去</p>	<p>イ 基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないうように性状を更なること（以下「不溶化」という。） ロ 遮断工封じ込め ハ 地下水汚染の拡大の防止 ニ 土壌汚染の除去</p>	<p>イ 基準不適合土壌を当該土地から掘削し、当該土地に必要な水密性及び耐久性を有する構造物を設置し、並びに当該構造物の内部に掘削した基準不適合土壌を埋め戻すこと（以下「遮断工封じ込め」という。） ロ 地下水汚染の拡大の防止 ハ 土壌汚染の除去</p>	

<p>九 土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない土地（前二項に掲げる</p>	<p>八 土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない土地（現に主として居住の用に供されている建築物のうち地表から高さ五十センチメートルまでの部分に専ら居住の用に供されている部分があるものが建築されている区域の土地であつて、地表を五十センチメートル高くすることにより当該建築物に居住する者の日常の生活に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものに限り、前項に掲げる土地を除く。）</p>	<p>七 土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない土地（乳幼児の砂遊び若しくは土遊びに日常的に利用されている砂場若しくは園庭の敷地又は遊園地その他の遊戯設備により乳幼児に屋外において遊戯をさせる施設の用に供されている土地であつて土地の形質の変更が頻繁に行われることにより次項若しくは九の項に定める措置の効果の確保に支障が生ずるおそれがあると認められるものに限る。）</p>	<p>六 土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壤の第三種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（前項に掲げる土地を除く。）</p>
<p>土壌含有量基準に適合する汚染状態にあ</p>	<p>土壤を掘削して地表面を低くし、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壤により覆うこと（以下「土壤入換え」という。）</p>	<p>土壤汚染の除去</p>	<p>原位置封じ込め又は遮水工封じ込め</p>
<p>イ 舗装立入禁止</p>	<p>イ 舗装立入禁止 ハ 土壤汚染の除去</p>	<p>イ 舗装すること（以下「舗装」という。） ロ 人が立ち入ることができないようにすること（以下「立入禁止」という。）</p>	<p>イ 遮断工封じ込め ロ 地下水汚染の拡大の防止 ハ 土壤汚染の除去</p>

土地を除く。)

る土壤により覆うこと  
と(以下「盛土」と  
いう。)

ハ 土壤入換え  
ニ 土壤汚染の除去

別表第六（第四十条関係）

汚染の除去等の措置の種類	一 地下水の水質の測定
汚染の除去等の措置の実施の方法	<p>イ 当該土地において土壤汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初一年は四回以上、二年目から十年目までは一年に一回以上、十一年目以降は二年に一回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。</p> <p>ロ イの測定の結果を都道府県知事に報告すること。</p>
<p>二 原位置封じ込め</p> <p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、基準不適合土壤を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壤中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。</p> <p>ハ 基準不適合土壤のある範囲の側面を囲み、基準不適合土壤の下にある不透水層（厚さが五メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒百ナノメートル（岩盤にあつては、ルジオン値が一）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。）であつて最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。</p> <p>ニ ハの構造物により囲まれた範囲の土地を、厚さが十センチメートル以上のコンクリート又は厚さが三センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。</p> <p>ホ ニにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>ヘ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じニにより設けられた覆いの表面</p>	

三 遮水工封じ込め

を基準不適合土壌以外の土壌（基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しな  
ように性状を変更して基準不適合土壌以外の土壌としたものを除く。以下同じ。  
）により覆うこと。  
ト ハの構造物により囲まれた範囲にある地下水の下流側の当該範囲の周縁に一以  
上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含ま  
れる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定  
し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認すること。  
チ ハの構造物により囲まれた範囲に一以上の観測井を設け、トの確認がされるま  
での間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。

イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及  
び測定その他の方法により把握すること。  
ロ イにより把握された基準不適合土壌を掘削し、掘削された基準不適合土壌のう  
ち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、特定有害物質が  
水に溶出しないうちに性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる  
特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適  
合する汚染状態にある土壌とすること。  
ハ 当該土地に、不織布その他の物の表面に二重の遮水シートを敷設した遮水層又  
はこれと同等以上の効力を有する遮水層を有する遮水工を設置し、その内部に口  
により掘削された基準不適合土壌を埋め戻すこと。  
ニ ハにより埋め戻された場所を、厚さが十センチメートル以上のコンクリート又  
は厚さが三センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。  
ホ ニにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。  
ヘ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用  
途に用いられている土地にあつては、必要に応じニにより設けられた覆いの表面  
を基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと。  
ト ハにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該場所の周縁に一以上の  
観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる

特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認すること。  
チ ハにより埋め戻された場所の内部に一以上の観測井を設け、トの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。

#### 四 地下水汚染の拡大の防

止

##### 一 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止

イ 当該土地において土壤汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。

ロ イにより揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水质を排出水基準（汚染土壤処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第四第一号ト(1)に規定する排出水基準をいう。）に適合させて公共用水域（水质汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）に排出するか、又は当該地下水の水质を排除基準（同令第四条第一号チ(1)に規定する排除基準をいう。）に適合させて下水道（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。）に排除すること。

ハ 当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であつて、基準不適合土壤のある範囲の周縁に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、三十メートルを超えてはならない。

ニ ハの測定の結果を都道府県知事に報告すること。

##### 二 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止

イ 当該土地において土壤汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に透過性地下水浄化壁（汚染された地下水を通過させる過程

五 土壤汚染の除去

において、特定有害物質を分解し、又は吸着する方法により、当該汚染された地下水を地下水基準に適合させるために必要な機能を備えた設備であつて、中に設置された設備をいう。)を設置すること。

ロ 当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であつて、基準不適合土壤のある範囲の周縁に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、三十メートルを超えてはならない。

ハ ロの測定の結果を都道府県知事に報告すること。

一 基準不適合土壤の掘削による除去

イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。

ロ イにより把握された基準不適合土壤を掘削し、掘削された場所を基準不適合土壤以外の土壤により埋めること。ただし、建築物の建築又は工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壤を埋める必要がない場合は、この限りでない。

ハ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、ロにより土壤の埋め戻しを行った場合には埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁に、土壤の埋め戻しを行わなかった場合には掘削された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁に一以上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認すること。ただし、現に地下水汚染が生じていないときに土壤汚染の除去を行う場合にあつては、地下水汚染が生じていない状態を一回確認すること。

(二 削除)

<p>六 遮断工封じ込め</p>	<p>二 原位置での浄化による除去</p> <p>イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の基準不適合土壌を掘削せずに行う方法により、イにより把握された基準不適合土壌から特定有害物質を除去すること。</p> <p>ハ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、ロの基準不適合土壌からの特定有害物質の除去を行った後、イにより把握された基準不適合土壌のある範囲に一以上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認すること。</p> <p>ニ 土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、ロの基準不適合土壌からの特定有害物質の除去を行った後、イにより把握された基準不適合土壌のある範囲について、百平方メートルにつき一地点の割合で深さ一メートルからイにより把握された基準不適合土壌のある深さまでの一メートルごとの土壌を採取し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を第六条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、当該基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。</p>
	<p>イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ イにより把握された基準不適合土壌を掘削すること。</p> <p>ハ 当該土地に、基準不適合土壌の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた仕切設備を設置すること。</p> <p>(1) 一 軸圧縮強度が一平方ミリメートルにつき二十五ニュートン以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが三十五センチメートル</p>



<p>七 不 溶 化</p>	
<p>以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。  (2) 埋め戻す基準不適合土壌と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料により十分に覆われていること。  (3) 目視その他の方法により損壊の有無を点検できる構造であること。  ニ ハにより設置した仕切設備の内部に、ロにより掘削した基準不適合土壌を埋め戻すこと。  ホ ニにより土壌の埋め戻しを行った後、ハの開口部をハ(1)から(3)までの要件を備えた覆いにより閉鎖すること。  ヘ ホにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。  ト 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じホにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと。  チ ニにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該場所の周縁に一以上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認すること。  リ ニにより埋め戻された場所の内部に一以上の観測井を設け、チの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>	<p>一 原位置不溶化  イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。  ロ イにより把握された基準不適合土壌を薬剤の注入その他の基準不適合土壌を掘削せずに行う方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して土壌溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。  ハ ロにより性状の変更を行った基準不適合土壌のある範囲について、百平方メートルごとに任意の地点において深さ一メートルからイにより把握された基準不適合土壌のある深さまでの一メートルごとの土壌を採取し、当該土壌につい</p>

て特定有害物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定し、土壌溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。

ニ ロにより性状の変更を行った基準不適合土壌のある範囲について、当該土地の区域外への基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。

ホ ロにより性状の変更を行った基準不適合土壌のある範囲にある地下水の下流側に一以上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認すること。

## 二 不溶化埋め戻し

イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。

ロ イにより把握された基準不適合土壌を掘削し、掘削された基準不適合土壌を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して土壌溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とすること。

ハ ロにより性状の変更を行った土壌について、おおむね百立方メートルごとに五点から採取した土壌をそれぞれ同じ重量混合し、当該土壌について特定有害物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定し、土壌溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認した後、当該土地の区域内に埋め戻すこと。

ニ ハにより埋め戻された場所について、当該土地の区域外への汚染土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。

ホ ハにより埋め戻された場所にある地下水の下流側に一以上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染

八 舗装	<p>イ 当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲を、厚さが十センチメートル以上のコンクリート若しくは厚さが三センチメートル以上のアスファルト又はこれと同等以上の耐久性及び遮断の効力を有するもの（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由によりこれらを用いることが困難であると認められる場合には、モルタルその他の土壌以外のものであつて、容易に取り外すことができないもの（以下「モルタル等」という。）により覆うこと。</p> <p>ロ イにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p>
九 立入禁止	<p>イ 当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲の周囲に、みだりに人が当該範囲に立ち入ることを防止するための囲いを設けること。</p> <p>ロ 当該土地の区域外への基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。</p> <p>ハ イにより設けられた囲いの出入口（出入口がない場合にあつては、囲いの周囲のいずれかの場所）の見やすい部分に、関係者以外の立入りを禁止する旨を表示する立札その他の設備を設置すること。</p>
十 土壌入換え	<p>一 区域外土壌入換え</p> <p>イ 当該土地の土壌を掘削し、ロにより覆いを設けた際に当該土地に建築されている建築物に居住する者の日常生活に著しい支障が生じないようにすること。</p> <p>ロ 当該土地のうち地表から深さ五十センチメートルまでに基準不適合土壌のある範囲を、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、厚さが五十センチメートル以上の基準不適合土壌以外の土壌（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等）により覆うこと。</p> <p>ハ ロにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p>

が生じていない状態が二年間継続することを確認すること。

<p>十一 盛土</p>	<p>イ 当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲を、まず、砂利その他の土壌以外の もので覆い、次に、厚さが五十センチメートル以上の基準不適合土壌以外の土壌 （当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であ ると認められる場合には、モルタル等）により覆うこと。 ロ イにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p>
	<p>(二 削除)</p> <p>二 区域内土壌入換え</p> <p>イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取 及び測定その他の方法により把握すること。 ロ イにより把握された基準不適合土壌のある範囲において、イにより把握され た基準不適合土壌及び地表から当該基準不適合土壌のある深さより五十センチ メートル以上深い深さまでの基準不適合土壌以外の土壌を掘削すること。 ハ ロにより掘削を行った場所にロにより掘削された基準不適合土壌を埋め戻す こと。 ニ ハにより埋め戻された場所について、まず、砂利その他の土壌以外のもので 覆い、次に、ロにより掘削された基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと。 ホ ニにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p>

備考 地下水の水質の測定、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去、遮断工  
封じ込め、不溶化、舗装、立入禁止、土壌入換え又は盛土を行うに当たっては、汚染土壌又は特定有害物質の飛  
散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講じなければならない。

様式第一（第一条第二項関係）

土壤汚染状況調査結果報告書

年 月 日

都道府県知事  
（市長） 殿

報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人  
人にあつては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第3条第1項本文の規定による調査を行ったので、同項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類	
施設の設置場所	
廃止年月日	
法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	
土壤汚染状況調査の結果	
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	
土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	
土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

様式第二（第三条第四項関係）

特定有害物質の種類のお知らせ申請書

年 月 日

都道府県知事  
（市長） 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人  
人にとっては、その代表者の氏名 印

土壌汚染対策法施行規則第3条第4項の規定により、土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類について通知を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類	
施設の設置場所	
廃止年月日	
土地の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にとっては、その代表者の氏名	
土壌汚染のおそれがあると推定される特定有害物質の種類	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 氏名（法人にとっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にとっては、その代表者）が署名することができる。

様式第三（第十六条第一項関係）

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人  
人にあつては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であつた土地の所在地	
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類の	
施設の設置場所	
廃止年月日	
製造、使用又は処理されていた特定有害物質の種類	
確認を受けようとする土地の場所	
確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

様式第四（第十六条第四項関係）

承継届出書

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人  
人にあつては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の所有者等の地位を承継したので、  
土壤汚染対策法施行規則第16条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

確認を受けた土地	
所在地	
確認を受けた年月日	
承継した土地の場所	
承継の年月日	
被承継者	
氏名又は名称	
住所	
承継の原因	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。



様式第五（第十九条関係）

土地利用方法変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人  
人にあつては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地について予定されている利用の方法  
に変更が生じたので、同条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

確認を受けた土地

所在地	
確認を受けた年月日	

土地について予定されている利用の方法

利用の方法を変更し ようとする土地の場 所	
変更前	
変更後	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人  
（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

様式第六（第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

都道府県知事  
（市長） 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人  
人にあつては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象 となる土地の所在地	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の着手 予定日	
土地の形質の変更の規模	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

様式第七（第四十四条第一項及び第五十条第二項関係）

帯水層の深さに係る確認申請書

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人  
人にあつては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法施行規則第44条第1項（第50条第2項において準用する場合を含む。）の規定による要措置区域等における帯水層の深さに係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。

要措置区域等の所在地	
地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由	
地下水位の観測の結果	
最も浅い地下水を含む帯水層の深さ	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

様式第八（第四十五条第一項及び第五十条第三項関係）

指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法施行規則第45条第1項（第50条第3項において準用する場合を含む。）の規定による指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更に係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。

土地の形質の変更を行う要措置区域等の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

様式第九（第四十六条第一項及び第五十条第四項関係）

地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている  
土地の形質の変更の確認申請書

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人  
人にあつては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法施行規則第46条第1項（第50条第4項において準用する場合を含む。）の規定による地下水の水質の測定又は地下水汚染拡大の防止が講じられている土地の形質の変更に係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。

土地の形質の変更を行う要 措置区域等の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方 法	
土地の形質の変更の着手予 定日及び完了予定日	
土地の形質の変更を行う要 措置区域等において講じら れている汚染の除去等の措 置	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

様式第十（第四十八条第一項、第五十一条第一項及び第五十二条関係）

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書

年 月 日

都道府県知事  
（市長） 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人  
人にあつては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第12条（第1項、第2項、第3項）の規定により、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

形質変更時要届出区域の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の着手予定日（又は着手日）	
土地の形質の変更の完了予定日（又は完了日）	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

様式第十一（第五十四条関係）

指定の申請書

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第14条第1項の規定により、第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定を受けたい土地があるので、次のとおり申請します。

指定を受けたい土地の所在地	
申請に係る調査における試料採取等対象物質	
申請に係る調査の方法	
申請に係る調査の結果	
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	
申請に係る調査を行った者の氏名又は名称	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。





要措置区域台帳

都道府県（又は政令市）名

整理番号		指定年月日・指定番号		所在地		
調製・訂正年月日						
要措置区域の概況					面積	
地下水汚染の有無（土壌溶出量基準不適合の場合）						有 ・ 無
法第14条第3項の規定に基づき指定された要措置区域にあつては、その旨						
試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された要措置区域にあつては、その旨及び当該省略の理由						
要措置区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
					有・無	
					有・無	
					有・無	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 「要措置区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

整理番号		指定年月日・指定番号		所在地		
調製・訂正年月日						
形質変更時要届出区域の概況					面積	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨						
土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由						
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置						
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類		実施者	土壌搬出
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
備考						

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

様式第十五（第六十条第一項関係）

搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人  
印  
にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する土壌について、第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合する旨の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

要措置区域等の所在地	
認定調査の方法の種類	
認定調査の結果に関する事項	
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	
認定調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	
調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
- 3 土壌の調査の結果報告書、掘削前に試料採取を行った地点を明らかにした要措置区域等の図面、掘削した土地の範囲を明らかにした要措置区域等の図面を添付すること。

様式第十六（第六十一条第一項関係）

汚染土壌の区域外搬出届出書

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印  
にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する汚染土壌について、次のとおり届け出ます。

要措置区域等の所在地	
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
汚染土壌の体積	
汚染土壌の運搬の方法	
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称	
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	
汚染土壌を処理する施設の所在地	
汚染土壌の搬出の着手予定日	
汚染土壌の搬出完了予定日	
汚染土壌の運搬完了予定日	
汚染土壌の処理完了予定日	
運搬の用に供する自動車等の所有者の氏名又は名称及び連絡先	
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（運搬の際、積替えを行う場合に限る。）	
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（保管施設を用いる場合に限る。）	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第十七（第六十三条第一項関係）

汚染土壌の区域外搬出変更届出書

年 月 日

都道府県知事  
（市長） 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあっては、その代表者の氏名 印

土壌汚染対策法第16条第1項の規定による届出に係る事項について、その変更をするので、同条第2項により、次のとおり届け出ます。

変更しようとする事項	
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	
内容に変更がないため、添付を省略する書類又は図面	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。



## 管理票

整理番号

管理票 交付者	氏名又は名称、 法人にあっては 代表者の氏名	氏名又は名 称	氏名又は名 称	交付担当 者の氏名				
	住所及び連絡先	住所及び連 絡先	住所及び連 絡先	交付年月 日  年 月 日				
				交付番号				
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態（※該当欄に濃度又はレ点を記入）								
	溶出量基準 超過	第二溶出量 基準超過	溶出量基準 超過	第二溶出量 基準超過	溶出量基準 超過	第二溶出量 基準超過	含有量基準 超過	汚染土壌 の荷姿
<input type="checkbox"/> 四塩化炭素			<input type="checkbox"/> トリクロロエチレン		<input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物			汚染土壌 の体積  m <sup>3</sup>
<input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン			<input type="checkbox"/> ベンゼン		<input type="checkbox"/> 六価クロム化合物			
<input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン			<input type="checkbox"/> シマジン		<input type="checkbox"/> シアン化合物			
<input type="checkbox"/> シス-1,2-ジクロロエチレン			<input type="checkbox"/> チオベンカルブ		<input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物			汚染土壌 の重量  t・kg
<input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロペン			<input type="checkbox"/> チウラム		<input type="checkbox"/> セレン及びその化合物			
<input type="checkbox"/> ジクロロメタン			<input type="checkbox"/> PCB		<input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物			
<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン			<input type="checkbox"/> 有機りん化合物		<input type="checkbox"/> 砒素及びその化合物			
<input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン					<input type="checkbox"/> ふっ素及びその化合物			
<input type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン					<input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物			
要措置区域等の 所在地	自動車等の番号及び運搬担当者の氏名			運搬区間	引渡し年月日			
積 替 え 又 は 保 管 場 所	<input type="checkbox"/> 積替え場所 <input type="checkbox"/> 保管場所			自動車等の番号	↓	年 月 日		
	名称及び所在地 所有者の氏名又 は名称 連絡先			担当者氏名				
	<input type="checkbox"/> 積替え場所 <input type="checkbox"/> 保管場所			自動車等の番号	↓	年 月 日		
	名称及び所在地 所有者の氏名又 は名称 連絡先			担当者氏名				
汚染土壌処理施設の名称及び所在地			自動車等の番号	↓	年 月 日			
名称 所在地 許可番号			担当者氏名					
引渡しを受けた 者の氏名	処理担当者の氏 名	処理方法	処理終了年月日	年 月 日				
運搬受託者から の返送確認日	年 月 日	処理受託者から の返送確認日	年 月 日	備考				

搬出汚染土壌の運搬 状況確認届出書  
処理

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印  
にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第20条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

管理票	交付年月日	
	交付番号	
要措置区域等の所在地		
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態		
汚染土壌の体積		
届出書提出事由		<input type="checkbox"/> 管理票の送付を受けていない <input type="checkbox"/> 管理票に必要事項が記載されていない <input type="checkbox"/> 管理票に虚偽の記載がある
届出書提出事由に係る者		<input type="checkbox"/> 運搬受託者 <input type="checkbox"/> 処理受託者
	氏名又は名称	
	住所	
把握した運搬又は処理の状況及びその把握の方法		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。



